熊本市有機フッ素化合物対策検討委員会運営要綱

制定　令和８年２月１日　市長決裁

（趣旨）

第１条　この要綱は、熊本市附属機関設置条例（平成１９年条例第２号）第３条の規定に基づき、熊本市有機フッ素化合物対策検討委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第２条　委員会は、次に掲げる事項について審議する。

(1)　有機フッ素化合物の調査・研究に関すること

(2)　原因究明に向けた調査・研究に関すること

(3)　埋立処分場の対策に関すること

(4)　前各号に掲げるもののほか、有機フッ素化合物対策に関すること

（組織）

第３条　委員会は、委員５名以内で組織する。

２　委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1)　学識経験者

(2)　その他市長が必要と認める者

３　委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（委員の任期）

第４条　委員の任期は、委嘱の日からその日の属する次の年度の３月３１日までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

２　委員は再任をさまたげない。

（会長）

第５条　委員会に会長を置き、委員の互選によって定める。

２　会長は委員会を統括する。

３　会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

第６条　委員会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

２　会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

３　会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その説明又は意見を聴くことができる。

４　会議は、公開により行うものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するとき

は、公開によらず会議を行うことができる。

(1)　審議において熊本市情報公開条例（平成１０年条例第３３号）第７条各号に掲げる情報を含む事項について審議する場合

(2)　委員の発議により出席委員の３分の２以上の多数で公開が不適当と議決された場合

５　会長が認める場合は、書面又はインターネットに接続された端末を利用して行う方法により会議を開くことができる。

（庶務）

第７条　委員会の庶務は、環境局環境推進部水保全課において行う。

（雑則）

第８条　この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附　則

この要綱は、令和８年２月１日から施行する。